

甲州式目（松平文庫本）校訂原文・注釈・現代語訳

村井章介

緒言

筆者はさきに、武田晴信が制定した分国法「甲州法度」（「甲州法度之次第」「甲州式目」ともいう）の諸本の検討を通じて、当法がはじめ天文十六年（一五四七）六月に全二五カ条で発布され、その後同二十三年五月までの間に条文の若干の加除と大幅な追加がなされて全五五カ条となり、さらに同二十三年五月に二カ条が追加されて五七カ条となり、その後も時期は不明だが、条文数は五七に保ちつつ条文の若干の加除と大幅な配列変更が行なわれて、『甲陽軍鑑』品第一などに収められる流布本が成立したことを明らかにした（村井章介「テキスト分析からみた甲州法度の成立過程」『武田氏研究』五四号、二〇一六年六月）。当法に多数の異本が存在するのは、共通の祖本からの転写過程で生じた異同によるよりは、刻々と姿を変えていく法を、各本（ないし

その祖本）がそれぞれの成立時点で掬いとったことによる部分が大きい。

佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷武家家法Ⅰ（岩波書店、一九六五年、以下『中法Ⅲ』と略称）は、当法の複雑な伝本状況を勘案して、諸本を第一〜第三類に分類し、Ⅰとして第一類の保阪潤治氏本（「甲州法度之次第」二六カ条）を、Ⅱとして第三類（流布本系）を代表する東京大学法学部研究室本（「甲州法度之次第」五七カ条）を底本として諸本により校訂を加えた本（末尾に底本にない三カ条を付すので全六〇カ条）を（以下これを「Ⅱ校訂本」と呼ぶ）、Ⅲとして第二類を代表する松平文庫本（「甲州式目」五七カ条、長崎県島原市立図書館蔵）を、ならべるといふ異例の措置をとっている。なおⅠとⅢについては他本による校訂を加えず、そのまま掲げている。ここに、三つの類に属する諸本の奥書、各本の名称・略称、簡

単な特徴をまとめた表を、右掲の拙稿から転載して掲げておく。以下本稿では、表中で「」で括って示した『中法3』における略称によって諸本を指称し、各条文の標題（事書）も同書の標出に準拠する。

第一類	二六カ条。天文十六年六月一日奥書 保阪潤治氏本〔保阪本〕 原本の体裁
第二類	五五（五六）十二カ条。天文十六年六月 日奥書+天文二十三年五月 日追加 島原市立図書館蔵松平文庫本〔松本〕で代表 他に保坂良晴氏本〔保本〕・九州大学図書館本〔九本〕 第一類と著しい親近性。流布本系53・54条を欠く。
第三類	五五十二カ条。天文十六年六月 日奥書+天文二十三年五月 日追加 東京大学法学部研究室本〔東大本〕で代表 他に内閣文庫蔵諸州古文書本〔古本〕・宮内庁書陵部蔵池底叢書本〔池本〕・青山靖氏本〔青本〕・静嘉堂文庫蔵松井文庫本〔静本〕・甲陽軍鑑本〔甲本〕 流布本系。30条以下の部分で第二類と排列が大きく異なる。

*

*

つぎに、拙稿で明らかにした「甲州法度」の変改過程を時系列で整理する。

(1) 第一類の〔保阪本〕二六カ条は、「天文拾六年（一五四七）丁未／六月朔日」という日付と晴信の花押をもち、原本の体裁を備えているが、実はこの日付における「甲州法度」の初期状態（以下「初期状態」という）の条文は、〔保阪本〕二六カ条から16条「負物人或号遁世或号

關落分国令徘徊事」・19条「持妻子出家事」を除き、〔保阪本〕22条「童児口論事」のつぎに「童児誤殺害朋友等事」（〔松本〕・Ⅱ校訂本とも26条）を加えた二五カ条であったと考えられる。逆にいえば、「初期状態」から「童児誤殺害朋友等事」を除き、16・19条を加え、日付・花押はそのままの状態を保って成ったのが、〔保阪本〕である。「初期状態」には「御成敗式目」（一二三二年成立）を参照した痕跡のある条文が六カ条、「今川仮名目録」（一五二六年成立）を参照した痕跡のある条文が一三カ条、存在する一方、(2)以下で追加された条文にはそうしたものは一つも存在しない。

(2) 「初期状態」に〔松本〕の6条「百姓抑留年貢事」、9条「点札事」、11条「拘恩地人夫公事」、13条「百姓出夫事」、16条「奴婢逐電事」の五カ条（Ⅱ校訂本でも条文番号はおなじ）が、「初期状態」のしかるべき場所に挿入するかたちで加えられ、全三〇カ条となる。その内容は〔松本〕1～29条、プラス55条「晴信形儀并法度以下事」である。この段階の状況をそのまま反映する写本は存在せず、また〔保阪本〕の成立との先後関係も不明である。

(3) (2)の三〇カ条に、〔松本〕30～53条の二四カ条を加えて、第二類の祖本が五四カ条で成立。追加部分の条文排列は、(2)のあとに制定年代順に加えていくかたちと推定されるが、〔保阪本〕末尾の26条「晴信行儀并法度以下事」は、法典の冒頭（諸本共通の1条に「若犯科人等為晴信、被官者」とある）と末尾に晴信の名を出す意図から、追加分を飛

び越えて末尾に置かれた〔松本〕では54条。

(4) (3)に〔松本〕55条「負物之分活却田畠事」(Ⅱ校訂本49条)が追加され、第二類五五カ条が成立。この条文が「晴信形儀并法度以下事」(〔松本〕54条)の次、法典の最後に置かれていた時期があったことは、第三類に属する「古本」の当該条(49条)の条文末尾に、「紙数何拾数有之候」の八字が竄入していることから推察される。

(5) 天文二十三年(一五五四)五月、(4)に〔松本〕56条「年期売田畠事」(Ⅱ校訂本追1条)・〔松本〕57条「百姓隠田事」(Ⅱ校訂本追2条)が追加され、第二類五七カ条が成立。〔松本〕はこの段階の姿を留めている。

(6) (5)で追加二カ条を除く全体の末尾に置かれていた「負物之分活却田畠事」(〔松本〕55条)を、Ⅱ校訂本48条「質物事」(〔松本〕50条、第二類〔保本〕・〔九大本〕52条)のつぎに移動させて、ふたたび「晴信形儀并法度以下事」を末尾とすることで、第二類〔保本〕・〔九大本〕の祖本五七カ条が成立。

(7) (6)の五七カ条より〔松本〕49条「火難賊難死失事」(Ⅱ校訂本57条)・同52条「持妻子出家事」(Ⅱ校訂本58条)が除かれ、かわりにⅡ校訂本53条「譜代被官出子於他人被官事」・同54条「百姓年貢夫公事以下無沙汰事」が「晴信形儀并法度以下事」の直前に加えられて、第三類五七カ条が成立。Ⅱ校訂本53条に存する「自、今、以後、令、停止之」の文言は、この時点であらたに追加されたことの名残である。条

文の加除とあわせて、(3)(4)における追加部分(〔松本〕30～55条)の条

文排列が大幅に変更された。「棟別法度」六カ条(〔松本〕42～47条)がⅡ校訂本32～37条に排列され、「借錢法度」一〇カ条(〔松本〕30～39条)に内容が関連する四カ条(〔松本〕48・50・51・55条)を加えた一四カ条は、Ⅱ校訂本38～51条に排列された。第二類で「借錢法度」と「棟別法度」に挟まれていた「近習輩事」・「他人養子事」(〔松本〕

40・41条)は、追加分の冒頭、Ⅱ校訂本30・31条に移動し、続けて「棟別法度」、「借錢法度(増補版)」の順に排列された。ただし、この排列変更が〔松本〕57・58条の除外、Ⅱ校訂本53・54条の追加と同時だったかどうかは不明である。以上の変更の時期は、第三類中では武田家の龍朱印が捺され古態を留める〔東大本〕の書写奥書「天正貳年甲戌(一五七四)初春」を下限とする。

以上をふまえると、五七カ条の条文字数をもつ第二類・第三類の諸本(第二類〔保本〕のみ五八カ条)中、(5)の段階で成立した〔松本〕の祖本こそが、他の諸本の源をなす重要な位置を占めることがわかる。筆者は、注釈本の作成を思い立った当初は、第三類〔東大本〕を底本とするⅡ校訂本——その条文番号による指称が諸研究で通用している——に基づくのが常道と考え、一旦その作業を終えていたが、第三類の写本による現代語訳が後述のように複数発表されていることもあって、あえて〔松本〕に基づくかたちに変更した。〔松本〕に欠けている条文については、末尾に補遺として掲げている。

以下に掲げる本文は、「松本」の各条文を単位として、条文番号・校訂原文・注釈・現代語訳の四つの要素から構成されている。その体例はつぎの通りである。

A 各条文の一行目に頭に▼印を付して「松本」の条文番号を掲げ、

(一) 内に他本における条文番号を示した。後者については、第一類の「保阪本」と第三類を代表する「東大本」(条文番号はⅡ校訂本と一致)はすべて掲げたが、それ以外の本は必要な限りで掲げるに留めた。さらに、筆者の力では解釈を詰めきれなかった条文、あるいは法意が完全には腑に落ちなかった条文に、「難解」の文字を記した。

B 校訂原文の校異については、他本における用字を細大漏らさず掲げることはせず(これについては『中法3』の頭注に標記されている)、「松本」の条文解釈に資すると判断した場合に限定した。「」内は異本により改訂した字で、直前の文字の右脇に「・」がある場合は「」内の文字への置き換え(「ナシ」は衍字)を、「・」がない場合は補入を意味する。

C 注釈における条文番号は、「何々本何条」と断っている場合を除き、すべて「松本」のもので、通常用いられるⅡ校訂本のものではない。先行の解釈として言及するものは、『中法3』の刊行以後に発表され、かつそれぞれが採用する底本の全条文を対象とした左の四種に限定した(林訳、腰原訳、柴辻訳、佐藤訳と略称)。底本は①②④が『甲

陽軍鑑』品第一所収本〔甲本〕、③が『諸州古文書』巻四所収本〔古本〕で、いずれも第三類Ⅱ流布本系である。①は法学者、②は文学者、③は歴史学者、④は倫理学者の手になる。著書や論文のなかで個々の条文に即して個別に示されている解釈は、管見の及んだもののみとりあげるにとどめた。

①林貞夫『新修甲州法制史 第一巻』(甲陽書房編纂、中央大学出版部発行、一九七五年)八九〜一二〇頁。原文・読み下し・注釈・現代語訳。

②腰原哲朗訳『原本現代訳 甲陽軍鑑(上)』(ニュートンプレス、一九七九年。二〇〇二年新装第一〇刷)六四〜八八頁。読み下し・現代語訳(若干の解説をふくむ)。

③柴辻俊六「甲州法度之次第」現代語訳〔同編『武田信玄大辞典』新人物往来社、二〇〇〇年)二九〇〜三〇一頁。若干の注釈をふくむ現代語訳。

④佐藤正英校訂・訳『甲陽軍鑑』(ちくま学芸文庫、二〇〇六年)三〇〜四〇頁。読み下し・現代語訳。

その他注釈中で用いた文献の略称はつぎの通り。『中法3』(前掲)。
『日国』Ⅱ『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇〇〜二〇〇一年)。
『戦武』Ⅱ柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文武田氏編』(東京堂書店、二〇〇二〜二〇〇四年)。
「三浦」Ⅱ三浦周行『武田家の法律「甲州法度」』(同著『続法制史の研究』岩波書店、一九二五年)。「平山」

＝平山優「戦国大名武田氏の在地支配―地頭と寄り、百姓の争論を中心に」(萩原三雄・笹本正治編『定本武田信玄―21世紀の戦国大名論』高志書院、二〇〇二年)。

D 筆者による現代語訳を《》で括って掲げた。()内は、ことばの言い換え程度の簡単な注釈、()内は、対応する原文はないが、筆者が条文理解に資すると判断して補った語句である。

〔外題〕
「甲州式目」

▼1 (保阪本1条、東大本1条)

一 国中之地頭人、不申子細而、恣称罪科之跡、私令没収之条、甚自余(由)之至也、若犯科人為晴信披(被)官者、不可有地頭綺、田畠之事者、加下知、可出別人、年貢諸役等者、地頭(江)速可弁償、至恩地者、不及書載、次在家并妻子資財事者、如定法、職(仁)可渡之、

○国中之地頭人……甚自由之至也。「御成敗式目」4条に「守護人申事由没収罪科跡事……恣称罪科之跡、私令没収之条、理不尽之沙汰、甚自由之姦謀也」。○被官…主従関係における従者を一般的に指す。ここでは晴信の直臣だが、地頭以下の階層の従者も被官の語で呼ばれるから、社会層としては上下さまさま。当条・14条・23条に晴信の被官としての用例が、4条・15条・18条(及び松本に欠く東大本53条)に地頭層の被官としての用例がある。○田畠之事…この場合年貢・諸役を地頭に納めよというのだから、恩地ではなく年貢地を指している。年貢地と恩地の対比については、5条参照。な

甲州式目(松平文庫本)校訂原文・注釈・現代語訳

お「田畠」の語は本条のほか5条に見えるが、追加部分に属する31・41・55・56条ではいずれも「田畑」となっている。○弁償…『日国』に「①滞納した年貢などを納付すること。*御成敗式目(1232)5条「諸国地頭令抑留年貢所当事(略)犯用之条、若無所通者、任員数可弁償之」とある。○不可有地頭綺…犯科人跡の田畠の扱いについては、すぐ後に規定しているから、この「綺」は処罰、従属身分への陥落等、犯科人の身柄に対するものか。○至恩地者不及書載…柴辻訳(但し、跡地が)年貢免除地の場合は、(知行帳に)書き載せる必要がない」とするが、知行帳を持ち出す必要はあるまい。48条末尾に「逐電死去之事者、不及書載者也」とあるのと同じく、「法文に書き載せる必要はない」の意であろう。腰原訳「記載するまでもない」。○次在家并妻子資財事者如定法職仁可渡之…保阪本「仁」を「江」に作る。「御成敗式目」4条に「次犯科人田畠在家并妻子資財事、於重科之輩者雖召渡守護所、至田宅妻子雜具者不及付渡」。「如定法」から、本条文定立の前提となる「定法」があったことがわかる。「職」は、東大本29条に「縦雖任其職……不致披露、恣執行者、早可令改易彼職」とあり、当主の代理行為として罪科人跡の管理などを行なう重臣を指す。2条に見える「奉行人」の上に立つ役職か。丸山和洋「武田家「両職」小考」(柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』岩田書院、二〇一一年)参照。ちなみに林訳は「定むる如く法職(法律を司る役人)へこれを渡すべし」とするが非。

《領国中の地頭人が、(晴信に)事情を説明することなく、勝手に犯科人の旧領だと称して、私意を以て没収することは、はなはだしい逸脱行為である。その犯科人が晴信の被官であった場合は、地頭は(その身柄に)手出ししてはならない。(犯科人の所有していた)田畠については、(晴信が)命令を発して、別人に与えるものとする。年貢・諸役

については（新たな所有者が）地頭に速やかに納めよ。（問題の田島が）恩地の場合は、（地頭に権利のないことは明白なので）ここに書き載せるまでもない。次に、（犯科人のもとにあった）家屋・妻子・資財については、決められた方式に従って、「職」に渡せ。」

▼2（保阪本2条、東大本2条）

一 公事出沙汰場江後、奉行人之外、不可致披露、況於落着之儀哉、若又未出沙汰場以前者、雖為奉行人之外、不及禁之、

○（全体）…拙稿三～四頁参照。○公事出沙汰場江後奉行人之外不可致披露、「御成敗式目」29条に「閣本奉行人、更付別人内々企訴訟之間、参差之沙汰不慮而出來敷」とあるのを参照した形跡は、「閣本奏者、以別人申入事、并他之寄子申請儀、一切可令停止」とある26条の方が濃厚だが、本条にも認められる。「三浦」一三〇九頁は「第二条一定の奉行人を措きて訴訟を提起するを禁ずるは式目第二十七条（29条の誤り）に相当し」とする。なお、柴辻訳が傍線部を「担当者以外の役人と折衝してはならない」とするのは非。「披露」は公表する、明かす、なども訳されているが、本法典では一貫して晴信に申し出ることを指している。27条・28条・34条・36条・41条・45条・49条参照。とくに41条「就奏者及披露、可申請印判」に明瞭。○不及禁之…このあとさらに保阪本では「内々之披露成共、為一人申事、一切不可有之」、第三類古本・池本では「付、為一人申事、一切不可有之」の文が続く。『中法3』補注75参照。柴辻訳「但し、ひとりのみでの訴訟はいつさいあつてはならない」は非。奉行人が単独で晴信に申し出ることを禁じたもの、と解する方が、「内々之披露成共」の表現が生きる。

《訴訟が裁許の場に出されたのちは、奉行人以外の者が（晴信に訴訟に關することを）申し出てはならない。判決が下った案件についてはいうまでもない。一方で、まだ訴訟の場に出ていなければ、奉行人以外であっても、これを禁ずる必要はない。（内々の申し出であつたとしても、一人だけで言うてくることは一切禁止する。）》

▼3（保阪本3条、東大本3条）

一 不得内儀而、他国遣音物書札事、一向停止畢、但、信州在国人、為計儀一國中通用者、無是非次第也、若境目人、曰比通書状來者、不及禁之、

○不得内儀而他国遣音物書札事一向停止畢…「今川仮名目録」追加17条に「自他国申通事、内儀を得ずして私之返答の事、かたく令停止之也」。「不得内儀而（内儀を得ずして）」を保阪本は「為不得内儀」に作る。この「為」の用法、保阪本・松本に多く見られる。13条「為不届本主人」、14条「保阪本10条「為不申事之由」、23条「为非戦場」、36条「為不披露」等。「内儀」の用例「駿河国新風土記」卷十九永禄十二年四月十九日江尻城中定書（「戦武」一三九六号）に、「甲府江可被得内義之事」。「一向停止畢」は過去にこの禁令が出ていたらしい口吻。○信州在国人為計儀一國中通用者…信濃が他国一般と異なり甲斐に準ずる扱いを受けていたことは、「思文閣古書資料目録」年未詳六月十二日武田義信書状（「戦武」一一〇五号）に、「両国（甲斐・信濃）之法度聊無疎略可申付候」とあることから伺える。「計儀」を東大本は「謀略」に作る。「一國中通用者」について、林訳「甲斐国内を通行する権限のある者」、佐藤訳「一国の中を通行して

いる者と、柴辻訳「(あらかじめ)一国中で許容されている者は」などとするが、他国への通信禁止という主文に対する但書であるから、「通用」は許容・通行等の意ではなく、通信を行なう意であろう。「三浦」一三〇六頁には「甲斐の間諜も又信濃にありたるが、甲州人民の彼等と通信するは固よりこれを妨げざりしなり」とあるが、「信州在国人」は「通用」の目的格よりは主格と解する方が、文脈上自然であろう。結論としては、「一国」を甲斐でなく信濃ととらえ、「晴信方で信濃に在国している者が計儀のために同国人に対して通信する場合」となる。○若境目人曰比通書状来者…柴辻訳「もし国境の人が日常的な書状を送ってきた場合」は曖昧。他国への通信禁止の例外規定だから、保阪本が「併境目之人就于致書状之取替来者」に作ることを考えても、「他国との境目近くの人が近隣の他国人と日常的に通信してきた場合」と解すべきだろう。

《晴信の》内々の許可を得ることなく他国へ贈物や手紙を送ることは、一切禁止したところである。但し、信濃国に居る人が、謀略の目的で(信濃)一国内で通信することは、問題にする必要はない。もし(他国との)境界近くに住む人が、(近隣の他国人と)日ごろから手紙をやりとりしてきた場合は、禁止するには及ばない。》

▼4 (保阪本4条、東大本4条)

一 他国結縁嫁、或者取所領、或者出拔(被)官、種々契約之条、甚以為違犯基也、堅可禁之、若(有)背此旨輩者、可加炳誠者也、

○他国結縁嫁…「今川仮名目録」30条に「或わたくしとして他国よりよめを取、或ハむこに取、むすめをつかハす事、自今以後停止之畢」。

○出被官種々契約…「甲陽軍鑑」品一「被官ヲ出シ」と訓読。(自己の従者を他国者の)被官に出す契約を結ぶ。林訳「他国へ出て官職に就く」は非。林訳は「被官」の語義を誤解している。柴辻訳「主従関係を結ぶ」は曖昧。

《他国人と縁組をしたり、或いは土地を受け取ったり、或いは(配下の者を他国人の)被官に出したり、さまざまな契約を結ぶことは、はなはだ(晴信に対する)叛逆の原因となる行為なので、堅く禁止する。もしこの旨に背く者がいたら、厳しく誠めることとする。》

▼5 (保阪本5条、東大本5条)

一 札狼藉田畠事者、於年貢地者、可為地頭計、至恩地者、以下知可定之、但、就負物等之儀者、随分限可有其沙汰、

○札狼藉…裁判権者が土地所有権の帰属を凍結することを公示する目的で立てた札を抜き捨てて、権利を主張する行為で、「中間狼藉」の一種。札は9条の「田札」におなじ。「日国」に「田札」デンサツ。差押え・没収する旨を明示する札。点札。点札の札。とある。○負物…をひもの。本主(狼藉者)がその田畠について負っていた債務。柴辻訳「貢納物」は非。この但書は、あらたな田畠所有者となつた地頭(年貢地の場合)または受給者(恩地の場合)が、その田畠に残された債務を引き継ぐことを定めたもの。

《札狼藉のあつた田畠について。年貢地については(そこを管轄する)地頭に委ねる。恩地については(晴信から)命令を発して(所有者を)決定する。但し、(当該田畠に付着する)債務等については、その多少

に依じて(新たな所有者が)負うべきである。》

▼6 (東大本6条)

一 百姓抑留年貢事、罪科不輕、百姓地者、任地頭覚語(悟)、可令所務、若有非分者、以檢使可改之、

○百姓…可令所務…「平沢家文書」永祿十一年二月日武田家朱印状写(『戦武』一二四四号)に、「虎岩之郷之内、田中左近・同八郎左衛門尉、御年貢乍未進逐電候間、右之田畠其方ニ相渡シ、未進之分相調、可有進納候」とある。○覚悟…「日国」にはあてはまる語義が見つかからないが、「格護」の見出しで「④領有して、支配すること。領知」とある。○檢使…57条に「及対決、不分明者、遣実檢使可定之」。○可改之…柴辻訳「改めさせる」は意味不分明。「改」は権利関係の見直しの意で多用されている。

《百姓が年貢を滞納することは軽からざる罪である。百姓が権利をもつ土地については、地頭の支配に委ねて年貢を納めさせよ。もし(地頭に)落ち度があれば、実檢使を遣わして(実情を)調査させよ。》

▼7 (保阪本6条、東大本7条)

一 名田地無意趣取放事、非法至也、但、有年貢過分無沙汰、剩至兩年者、不及是非歟、

○(全体)…「今川假名目録」1条に「譜代の名田、地頭無意趣に取放事、停止之畢、但年貢等無沙汰におあてハ、是非に不及也」。○取放…没収。55条に「負物人或者依折檻主人取放」。

《(地頭が百姓の所有する)名田地を理由もなく没収することは、はなはだしい違法行為である。但し、年貢滞納が多額に達し、しかもそれが二年続いた場合は、(没収も)やむをえないだろう。》

▼8 (保阪本7条、東大本8条)

一 山野地就打起、有論境儀者、糺明本所(跡)、可定是、若又依古境不分明者、可為中分、此上於有諍論者、可付別人、

○(全体)…「今川假名目録」3条に「川成海成之地うちをこすに付て、境を論する儀あり、彼地年月を経て、本跡知かたくハ、相互にたつる所の境之内、中分に可相定歟」。同2条にも「田畠并山野を論する事あり、本跡糺明之上、……」とある。拙稿七頁参照。「松崎家文書」永祿六年八月九日連署証文(『戦武』八三三号)は、下伊奈赤須郷と同菅沼郷の「草間問答」に対する武田家の「御下知」を伝達したもので、「問答之草間三分二」を赤須、「三分仁」を菅沼に付与するほか、境界を「本川」の「流次第」に相計らうこと、川中に境界線を書き込んだ「川之画図」を双方へ渡すこと、が定められている。○就打起…林訳「原野を開墾するについて」、柴辻訳「開墾する場合」、佐藤訳「山野の地を開拓するにあたって」とするが、開墾を始めるにあたって境論が生起するというのは不自然で、開墾が進んだ結果、境が接するようになり、相論に至った、という状況設定と解すべきだろう。○有論境儀者…東大本「四至傍爾境論者」に作るも、「四至傍爾」は文脈中で浮いており、行間傍書が紛れ込んだものか。柴辻訳「境界の標識(四至傍示)」に異論のある場合は、「佐藤訳「四方の境に杵を打つことをめぐって争う者があるときは」は、これに惑わされた解釈とすべきである。○糺明本跡可定是…柴辻訳「も

との標識跡を確かめてから行う（＝開墾する）は不自然。「是」は当然境界を指す。○可為中分…柴辻訳は中分の対象を開墾地とするが曖昧。双方が自領と主張する空間（論所）が中分の対象となることは、前掲の「今川仮名目録」3条「相互にたつる所の境之内」や先行研究により明らか。

《山野の開墾が進んで、（隣村と）境界争いになったときは、もともと境界標識を探し出して、境界を定めよ。もしまた、古い標識が確認できない場合は、係争地を折半せよ。それでもなお争いを止めない者がいたら、（係争地を）別人に与えるものとする。》

▼9（東大本9条） 難解

一 在地頭申旨、下田札之處、無其断、至捨作毛者、從翌年彼田地可任地頭覚語、〔悟〕、乍去雖不却取作毛、令弁済年貢者、不可有別条、兼又於地頭非分者、知行之内半分可召上者也、

○田札…5条「札狼藉」の注釈参照。古本・池本・青本・静本「点札」に作る。柴辻訳、境界を示す立て札とするが非。「田札ヲ下ス」とは、訴訟当事者が論所に手出しすることを禁じる標識を、地頭の要請に応じて晴信が交付すること。○無其断…東大本「無其理」に作る。「断」を採れば「地頭に無断で」の意に、「理」を採れば「正当な理由なしに」の意に、解される。前者が優るか。○捨作毛…柴辻訳「耕作放棄」とする（平山）一〇三頁も同様）が、田札の下された田地の作毛を却り取る行為は、裁判所による論所凍結への当事者の違犯（中間狼藉）としてよく見られた。その作毛を捨てる行為は、地頭に損失を与えることが目的か。「三浦」一三〇五頁は「差押

の制札（点札）を立てたる後、百姓が地頭の許可を得ずしてこれが収穫を刈取れる時は」と訳すが、「作毛ヲ捨ツ」をなぜ刈り取りと解しうるか不明。○雖不却取作毛令弁済年貢者不可有別条…収穫しない田地からどうして年貢が弁済できるのか不可解。百姓が凍結された田地には手を付けず、なおかつ所有権を失わないために、備蓄分から年貢を弁済するという事態を想定しているのか？柴辻訳は前半を「〔百姓が〕耕作しなくとも」としており、逐語訳になっていない。「三浦」一三〇一頁は「不」の字を削って解釈したのであろうか、「其所有田地の稲を刈取り、地頭の管理に移れるものも、年貢を納附せばこれを解除せしむ」と訳すが、諸本いずれも「不」の字を存する。

《（係争地について）地頭から申請があつて、（大名が所有権を凍結する）田札を下したところ、（地頭に）無断で（百姓が）収穫物を捨ててしまった場合、翌年から当該の田地は地頭の支配に委ねることとする。しかしながら、収穫物を刈り取らなかつたとしても、年貢を納入していれば、とくに問題とはしない。一方で地頭に違法行為があつた場合は、（地頭の）知行地の半分を没収するものとする。》

▼10（保阪本8条、東大本10条）

一 各恩地事、自然雖有水旱兩損、不可望替地、隨其分限可至〔致〕奉公、雖然於抽忠勤輩者、以相当地可宛給之、

○自然雖有水旱兩損…柴辻訳「自然の水旱による作物の被害があつた場合でも」とするが、自然は「もし」「たとえ」の意。○隨其分

限・損害を免れた土地の割合に従つて。「平山」一〇一頁に「軍役負担は被害の程度に応じて勤めることを容認せざるを得なかつた」とある。○抽忠勤・被災したにもかかわらず、恩地の本来の額面どおりに奉公に励むことをいうか。勝俣鎮夫『中世社会の基層をさぐる』(山川出版社、二〇一二年、八三頁)に「収入が得られない状態のまま、定められた軍役を勤めるといふ忠節を尽くした者には……」とある。

《各々に与えた恩地について。たとえ水害や干害があつたとしても、替わりの土地を望んではない。損害の程度により応分の奉公をせよ。そうはいつても、(額面通りに勤めるといふ)特別な忠節のあつた者には、(旧恩地に)相当する土地を給与するものとする。》

▼11 (東大本11条)

一 恩地拘人、天文十辛丑以前十ヶ年、地頭へ夫公事無勤者、不能改之、但、於九年者、随事之跡、可加下知也、

○天文十辛丑以前十ヶ年・天文十年は晴信が父信虎を追放して武田家の家督を継承した年(「甲州法度」制定は同十六年)。従つて冒頭の「恩地」は拘人が信虎代に拝領したもの。そこで付与された特権を、十年の取得時効を満たしている場合に限つて、再確認した。○九年・「九年以下」の意であろう。十年未満の場合は、晴信の判断で夫公事免除をとりけす場合もある、との宣言。拙稿一―三頁参照。

《恩地を与えられた者が、天文十年辛丑の年以前の十年間、地頭に入夫の提供をしてこなかつた場合は、その状態を改めることはいない。》

但し、九年以下の場合は、状況の如何を見て、(晴信が)処置を決定する(新たに負担を求めることもありうる)。

▼12 (保阪本9条、東大本12条)

一 私領之名田外、恩地領無左右令沽却事、停止畢、雖如此制、有難去用所者、言上子細、定年記可令売買、自今以後、於奸謀之輩者、可処罪科、

○(全体)・「御成敗式目」48条に「以相伝之私領要用之時令沽却者定法也、而或募勲功或依勤勞、預別御恩之輩、恣令売買之条、所行之旨非無其科、自今以後儘可被停止也、若背制符令沽却者、云売人云買人、共以可処罪科」。「今川假名目録」13条に「知行分無左右こきやくする事、停止之畢、但難去要用あらハ、子細を言上せしめ、以年期定へきか、自今以後、自由之輩ハ、可処罪過」。○左右・「日国」に「⑤とかくの指図。指令。命令。⑥善悪、良否、是非などの裁定。あれかこれかの決定。」とある。「無左右」は晴信の許可なしに、の意。○停止畢・3条の「一向停止畢」と同様、過去にこの禁令が出ていたらしい口吻。○有難去用所・東大本「無據」に作る。「日国」に「用所①用いる場所。用いどころ。使いみち。」とある。やむにやまれぬ使途。○定年記可令売買・「早大図書館蔵東光寺文書」天文二十二年三月九日武田家朱印状(『戦武』三六六号)に、「相限五ヶ年借与可申者也」。○自今以後於奸謀之輩者可処罪科・保阪本にはほぼ同文あるも、東大本はこの一文を欠く。

《私領の名田ならともかく、恩地を(晴信の)許しなく売却することは、(かつて)禁止したところである。このように禁止したとはいえ、

やむにやまれぬ使途がある場合は、事情を申し出て、(年期が明けたら売主の手に戻る契約のもとに) 年期を定めて売買すること。今後は(恩地売却のため) 悪巧みをした者は、罪科に処する。》

▼13 (東大本13条)

一 百姓出夫之処、於陣中、或者殺害、或者逐電者、其砌卅日可免許、然而如前々可出夫、荷物失却之事者、不及改之、次夫逐電之上、為不届本主人令許容者、縦雖經数年、難免罪科、

○百姓出夫…東大本、「出夫」を「夫出」に作る。佐藤訳は「農民が夫役の者を出した」とするが、非か。百姓自身が陣夫に出て。○其砌卅日可免許…東大本、この前に「彼主」あり。陣夫役中に死亡ないし逃亡した百姓が負担するはずだった夫役の三十日分を、主人である地頭が免除する。「其砌」で一回限りという歯止めをかける。腰原訳(当該百姓の)一族は三十日間は免除する」とするが、大名による夫役の賦課対象は百姓の家や一族単位でなく、百姓の属する郷村共同体(「郷中」の名で42・44・47条に所見)であるのが普通。○然而如前々可出夫…陣夫役そのものを永く免除するわけではない、という注意。○荷物失却之事者不及改之…柴辻訳(「また、陣夫が」荷物紛失した場合、これを調べる必要はない)とするが、一般的な荷物紛失を想定したものではなく、陣夫の死亡・逃亡に紛れて行方不明になった荷物については、情状を酌量してとくに責任の追及はしない、の意。○難免罪科…東大本はこの後に「付、夫無指咎主人及殺害者、其地(頭脱)へ十ヶ年之間、右夫不可動之事」と続く。

《百姓が陣夫に出て、戦場で殺害されたり、逃亡してしまった場合、

(その主人である地頭は、当該百姓の属する郷村に対して陣夫役を) 三十日分を限って免除せよ。しかしながら陣夫役そのものは以前の通りとする。(陣夫が) 紛失した荷物については、(その主人を) とくに追及しない。次に、陣夫が逃亡して、それをもとの主人に届けずに召し抱えた場合は、たとえ数年を経過していても、(新主人は) 罪を免れない。(付けたり、大した科もないのに主人(である地頭) が陣夫を殺害した場合は、その地頭に(郷村は) 十年間は陣夫役を勤めなくてよい。》

▼14 (保阪本10条、東大本14条)

一 親類之(ナシ) 被官其外人等、為不申事之由、誓句之取替、可為逆心同前、但、於戰場之上、為勵忠節、神水者不苦之、

○親類被官…取替…保阪本「親類被官其外之人等、為不申事由、誓約之取替」、東大本「親類被官私令誓約」に作る。柴辻訳(「地頭同士が) 親類関係・被官関係をひそかに誓約する」はうがち過ぎで、「親類被官」を主語として読むべきだろう。晴信の親類層や被官層(地頭をふくむ、1条「被官」の注釈参照) が、晴信に告げず誓約することを警戒したもの。○神水…「デジタル大辞泉」に「一味神水」の語義として「中世・近世に、一揆などで誓約を結ぼうとする者が、起請文などを記し、各自署名の上、それを灰にして、神前に供えた水にまぜ、一回回し飲みして団結を誓い合った儀式。」とある。

《(武田氏の) 親類や被官、その他の人々が、(晴信に) 事情を説明せ

ず、誓約をとりかわすことは、叛逆同然とみなす。但し、戦場のただ中で忠節を遂げるために盟約することは問題ない。』

▼15 (保阪本11条、東大本15条)

一 旧代被官他人召仕時、本主人見合捕之事、停止畢、断筋目可請取、兼又主人聞伝相届之處、当主人納徳(得)之上、令逐電者、自余之者一人可弁之、奴婢雜人之事者、任式目、無其沙汰過拾ヶ年者、(不)可改之、

○旧代被官他人召仕時……自余之者一人可弁之…『今川仮名目録』5条に「古被官他人めしつかふ時、本主人見あひに取事、停止之畢、た、道理に任、裁許にあつかり、請取へき也、兼又本主人聞出し、当主に相届の上は、被官逐電せしめハ、自余の者以一人、可返付也。○可請取…合意の上で身柄を本主に引き渡す、というニュアンスなので、柴辻訳の「取りかえず」よりは、「受け取る」の方がしっくりくる。『大須賀文書』永禄五年三月二十四日武田家朱印状(『戦武』七七四号、『中法3』補注76参照)に、「其方被官他所令徘徊者、任法意、当主人并地頭へ再三相理、可召返」とあるのは、本条を法的根拠とするか。○当主納得之上令逐電…東大本「納得」を「領掌」に作る。この「令」には、文意が現主人が承知の上で逃がす、なので、使役の意味がある。○奴婢雜人之事者任式目無其沙汰過拾ヶ年者不可改之…「不」は諸本により補った。「御成敗式目」41条に「奴婢雜人事…無其沙汰過十箇年者、不理論非不及改沙汰」とある(『中法3』補註77参照)。

『譜代の被官を他人が召し使っていた場合、もとの主人が発見次第拘

束することは禁止する。事情を説明した上で(被官の身柄を)受け取るべきである。あるいはまた、(もとの)主人が聞き付けて(現主人に)届けたところ、現主人が承知の上で(被官を)逃がしてしまったときは、(現主人は)別の被官一人を差し出して補償すべきである。(現主人が召し抱えた者の身分が)奴婢・雑人であったならば、「御成敗式目」の規定通り、(もとの主人から)返還要求がないまま十か年を経過していれば、現状を変更することはしない。』

▼16 (東大本16条)

一 奴婢逐電之以後、自然於路次見合、為糺当主人、本主在所召連事者、非沙汰限、併急寄親当主人方得先可返置、但、覃暮日、依境遠難届遅延之事、五三日迄者不苦、

○在所…東大本「私宅へ」に作る。○非沙汰限…東大本「非法之至也」に作る。双方とも同じ意味(少なくとも対立する意味ではない)と読むのが常道であろう。しかし、当法がしばしば参照する「御成敗式目」における用例、すなわち4条「兼又同類事、縦雖載白状、無贓物者、更非沙汰之限」||裁判の対象となるような事柄ではない、22条「抑雖為嫡子、無指奉公、又於不孝之輩者、非沙汰之限」、46条「但依重科被没収者、非沙汰之限」||訴えがあっても取り上げない、等を参照すると、裁判の対象外で罪にはならない、の意のように取れる。そうなると、他人に使役されている奴婢を自宅へ連行する行為が、松本では容認され、東大本では禁止されていることになる。○併急寄親当主人方得…東大本「先当主人の方へ」に作る。奴婢の連

行が認められているとはいっても、当面の身柄確保に限定された容認であつて、速やかに本主人の寄親を通じて当主人へとりあえず返すよう定めている。(寄親を介した返還↓大名法廷への提訴)というステップを保障することで、本主人の権利を保護しようとした。東大本のように一律に禁止してしまうと、本主人側の主張を支える証拠がなくなつてしまう。東大本のテキストは松本より単純明快だが、むしろ整理の後の姿か。○依境遠難届遅延…東大本「依境遥其理遅延」に作る。○五三日…佐藤訳「十五日」とするも、50条「五三ヶ月相待」と同様の語法。林訳「三日や五日迄は」がよい。

《奴婢が逃亡したのち、もし路上で発見した場合、現主人に問い糾す目的でもとの主人が私宅へ連行することは、罪にはならない。そうはいつてもすぐに寄親(を通じて)現主人の方へとりあえず返し置くべきである。但し、(現主人の住所までの)距離が遠くてその連絡が遅延することは、五日か三日程度であれば問題なからう。》

▼17 (保阪本12条、東大本17条、今川8条)

一 喧嘩之事、不及是非、可加成敗、但、雖取懸、於堪忍之輩者、不可処罪科、然者以肩鼻偏頗令合力者、不論理非、可為同罪、若不慮之外、犯殺害刃傷者、妻子家内之事者、不可有相違、但、犯科人令逐電者、縱雖為不慮之儀、先召連妻子当府、可尋子細者也、

○(全体)「今川仮名目録」8条に「喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也、将又あひて取かくるといふとも、令堪忍、剩被疵にをいてハ、事ハ非儀たりといふとも、当座をんひんのはたらき、

理運たるへき也、兼又与力の輩、そのしはにをいて疵をかうふり、

又ハ死するとも、不可及沙汰のよし、先年定了、次喧嘩人の成敗、当座その身一人所罪たる上、妻子家内等にかゝるへからず、但しはより落行跡におゐてハ、妻子其咎かゝるへき歟、雖然死罪迄ハあるへからざるか。これとの比較により、当条の「成敗」の語義が「死罪」であることがわかる。なお、山梨市窪八幡神社に掲げられた大永三年八月十五日武田信虎(?)制札(『戦武』五五号、全体の標題を「当社法度之事」とする)の第二条に、「御供御まつりの時、こうろんをいたしらうせきの輩におひてハ、不論理非、兩人ともに有成敗、子々孫々共に神前之徘徊をあひやめへく候」とある。○若不慮之外犯殺害刃傷者妻子家内之事者不可有相違「御成敗式目」11条に「依当座之口論、若及刃傷殺害者、(妻女に)不可懸之。」「家内」に「甲陽軍鑑」品一「けない」とルビ。『日国』に「家内(けない)」家の内。また、家の者。家族。あるいは、家族全員。一家。一族。かない。」とある。○当府…甲府の守護館。

《喧嘩のことは是非を問わず成敗を加えることとする(死罪とする)。但し、仕掛けられても我慢した者は罪科には処さない。そうであれば、本人に肩入れして助太刀した者は、理非を論ぜず(本人と)同罪とする。思いがけないなりゆきで殺害・刃傷に至った場合は、妻子や一族にまで罪を及ぼしてはならない。但し、犯科人が行方をくらましたときは、たとえ思いがけないなりゆきだったとしても、とりあえず妻子を甲府に拘留し、事情を訊問することとする。》

▼18 (保阪本13条、東大本18条)

一 披〔被〕官之喧嘩并盜賊等之科、不可懸主人之事者勿論也、雖然欲糺実否之処、件之主人無科之由頻陳申、相拘耳〔之半〕令逐電者、主人之所帶三ヶ一可没収、無所領者、可処罪科、

○(全体)：「今川假名目録」10条に「被官人喧嘩并盜賊の咎、主人か、らざる事ハ勿論也、雖然未分明ならず、子細を可尋なと号し、拘をくうち、彼者逃うせハ、主人の所領一所を可没収、無所帶ハ可処罪過」。○被官之……科不可懸主人……主人無科之由頻陳申……「御成敗式目」14条に「代官罪過懸主人否事……主人不可懸科、但為扶代官、無咎之由、主人陳申之処、実犯露頭者、主人難遁其罪、仍可被没収所領」とある。○相拘之半令逐電……「之半」、松本「耳」に作るも非。罪科を働いた被官が拘束中に逃亡する。○罪科：東大本「流罪」に作る。所帶没収も罪科の一つなので、流罪の方が具体性がある分よいようにも思われる。

《被官の喧嘩や盜賊等の罪科を、主人に及ばさないのは当然である。そうはいつても、実否を糺そうとしたときに、くだんの主人が「(被官には)科がない」と頻りに申し立て、手許に拘留中に逃がしてしまつたときは、主人の資産の三分の一を没収する。資産がないときは罪科に処する。》

▼19 (保阪本14条、東大本19条)

一 無意趣而、卒〔乖力〕寄親事、可停止、有如然族者、自今以後、理不尽之儀、定出来歟、但、寄親非分無際限者、以目安可申之、

○(全体)：「今川假名目録」追加3条に「各与力の者共、さしたる述懐なき所に、事を左右によせ、ミたりに寄親とりかふる事、曲事たるの間、近年停止之処、……但寄親非抛之儀あるに付てハ、此かきりにあらず」。○意趣：「日国」に「③わけ。理由。事情。」とある。○乖：松本・保阪本とも「卒」に作るが、「中法3」頭注に従う。東大本は「嫌」に作る。○目安：「日国」に「②文書を読みやすくするために簡条書きにすること。また、その文書。目安書。目安状。③鎌倉・室町および戦国時代、簡条を立てて書いた訴状と陳状。」とある。

《理由もないのに寄親に反抗することは禁止する。そのような者について、これから先、きつと理不尽な行動が必ずや現出することだろう。但し、寄親の違法行為が際限ない場合は、訴状を以て申し立てよ。》

▼20 (保阪本15条、東大本20条)

一 就〔耽〕乱舞、遊宴、野牧、河狩等、不可忘武道、天下戦国之上者、抛諸事、武具用意可為肝要、

○野牧：柴辻訳「狩獵」とするも、「日国」は「野原で牛馬を放牧すること。また、その所。また、そこで乗馬などの遊興をすること」と説明して、保阪本の当該条を用例に掲げる。○河狩：かわがり。「日国」に「①川で魚をとること。川を干したり、かいほりや投網などの方法で魚をとること。川獵。川せせり。川殺生。」とある。

《乱舞、遊宴、野原での乗馬、川漁などに耽って、武道を忘れてはならない。天下は戦国の世なので、他のことはなげうって、武具の用

意がもつとも大事である。》

▼21 (保阪本17条、東大本21条)

一 川流木并橋之事、於木者、如前々可取之、至橋者、本所へ可返置、

○(全体) 拙稿八頁参照。○川流木……之事於木者如前々可取之…「今川假名目録」27条に「河流の木之事、知行を不論、見合にとるへき也」。○本所…(橋が)もとあつた所。

《川に流失した木や橋のことについて。木については以前の通り(流れ着いた先の者が)取つてかまわない。橋についてはもとあつた場所に返し置くように。》

▼22 (保阪本18条、東大本22条)

一 浄土宗与日蓮、(蓮)党法論之事、於分国不可致之、若有取持人者、

師且共可処罪科、

○浄土宗与日蓮党…東大本「浄土宗日蓮党」に作る。○法論之事於分国不可致之…「今川假名目録」28条に「諸宗之論之事、分国中に在いてハ、停止之畢」。東大本は「於分国不可有法論」に作る。『日国』に「分国」②室町・江戸時代、守護や大名の領国。リヤウブンノクニ(日葡)とある。28条に「分国諸法度」、51条に「負物人…分国令徘徊事」、53条に「称宜并山伏等…分国徘徊可停止」の用例がある。○師且…師僧と旦那。柴辻訳「寺家・在家」とするが、一般のすぎるか。52条「持妻子出家事」に「師且共不可遁其科」とある。

《浄土宗と日蓮の徒とが、分国において法論を行なつてはならない。もし(法論の)なかだちをする人がいれば、師僧・旦那ともに罪科に処す。》

▼23 (保阪本20条、東大本23条)

一 被官出仕之座席之事、一兩人定置上者、更不可論之、惣別為非戰場、諍意趣者、却而比興次第也、

○(全体)「今川假名目録」32条に「三浦二郎左衛門尉・朝比奈又太郎、出仕の座敷さたまるうへハ、自余の面々ハ、あなち事定むるに不及、見合てよき様に相はからハるへき也、惣別弓矢の上にあらずして、意趣をかけ、座敷にての事を心かくる人、比興の事也」。拙稿七〜八頁参照。○被官…晴信の家臣を指す。14条「親類被官」の注釈参照。○一兩人定置…柴辻訳「すでに定めてあるうへは」、佐藤訳「老臣の定め」は非。一人、二人は晴信の方で決めるが、全員についてまでは決めない、の意。「今川假名目録」32条では三浦・朝比奈という具体的な人名が見える。○惣別…『日国』に「□①一般的事と個別的事。すなわち、あらゆること。すべてのもの。□総じて。概して。およそ。だいたい。」とある。○意趣…『日国』に「④周囲の事情からやめられないこと。ゆきがかり。また、どうしてもやりとおそうとする気持。意地。⑤人を恨む心があること。恨みが心に積もること。また、その心。遺恨。」とある。○比興…『日国』に「□(ひきよ(非抛))の変化した語。一説に「ひきよう(非興)」とも)①非理。不合理。また、不都合なこと。②いやしいこと。つまらないこと。とるに足りないこと。そまつなこと。また、そのさま。③あさましいこと。みつともないこと。また、そのさま。

④「ひきょう（卑怯）」に同じ。」とある。③が当たるか。

《晴信の》被官が出仕したときの座席については、一人、二人の分を（晴信が）決定したので、（その他の者共は）決して争ってはならない。おおよそ、戦場でもないのに意地を張りあうのは、かえってあさましい姿である。》

▼24（保阪本21条、東大本24条）

一 於出沙汰輩者、可相待載、〔裁〕許之处、相論半出手事、非無越度、然而〔間〕不及間理非、可落着者也、

○（全体）…「今川仮名目録」4条に「相論なかは手出の輩、理非を不論越度たるへき事、旧規よりの法度也、雖然道理分明の上、横妨の咎永代に及ハ、不便たるか、自今以後ハ三ヶ年の後公事を翻、理非を糺明し可有落居也」。拙稿八頁参照。○出手…東大本「不決理非致狼藉」に作る。中間狼藉に関して、9条「捨作毛」の注釈参照。柴辻訳「不決理非」を「理非もわきまえず」とするが、松本・保本・保阪本が「不決理非致狼藉」を「出手」に作ることから考えて、判決が下るのを待たずに、の意味であろう。○然間…松本・保本「然而（しかれども）」に作るも非（中法3）頭注。保阪本に従う。

《訴訟を提起した者は裁許を待つべきところ、審理途中（て理非が決していないの）に実力行使に及ぶのは、落ち度がないとはいえない。それゆえ、言い分を聞くことなく、結審することとする〔係争地を相手方のものとする〕。》

▼25（保阪本22条、東大本25条）

一 童部之口論、不及是非、両方之親可加制止之处、結句致鬱憤者、其父為世不可有不誠、

○（全体）…「今川仮名目録」11条に「わらハへいさかひの事、童の上は不及是非、但両方の親制止をくハふへき処、あまつさへ鬱憤を致さハ、父子共に可為成敗也」。拙稿八頁参照。○不及是非…東大本「不可及是非歟」に作る。柴辻訳「咎めない」。○致鬱憤…柴辻訳は「憤る」だが弱い。子の喧嘩に親が口を出す、という心か。○為世…佐藤訳「家中に対する見せしめのために」とする。うがち過ぎか。

《子どもの口論は、どちらが正しいかを問わず、両方の親が（わが子を）制止すべきところ、逆に鬱憤のあまり口出しすれば、その父を世のために誠めなければならない。》

▼26（保阪本23条、東大本27条）

一 閣本奏者、以別人申入事、并他之寄子申請儀、一切可令停止之由、具以載先条畢、

○閣本奏者以別人申入事…「御成敗式目」29条に「閣本奉行入付別人企訴訟事」。○他之寄子申請儀一切…東大本「望他之寄子条、奸濫之至也、自今以後」に作る。○具以載先条畢…「御成敗式目」26条におなじ文言があり、『日本思想大系21中世政治社会思想上』（岩波書店、一九七二年、二三頁）はこの「先条」を「御成敗式目」18・20条を指すと注解する。「御成敗式目」にはほかに、2条に「宜准先条」とあるのが1条を指し、15条に「任先条」とあるのが同条の前半部

を指す、という例がある。「甲州法度」が「御成敗式目」を範とすることから、本条の「先条」も「甲州法度」の前段の条文を指すとみられ、佐藤訳はそれを19条に求める。しかし本条の趣旨が、寄親に背くことを謀叛とみなす19条と同じとは言いがたく、晴信への取次を特定の立場にある人に限定するという点で共通性のある2条を指すとみたほうがよいかもしれない。なお、拙稿九頁参照。

《本来の奏者をさしおいて、別人を頼って訴訟を企てたり、また他の（寄親の）寄子になりたいと申請することは、一切禁止するとの旨を、詳しく「先条」に載せておいた。》

▼27（保阪本24条、東大本28条）

一 自面の訴訟、直不可致披露、但寄子之訴訟者、可致奏者事勿論也、併依時宜可有遠慮、是非以使用可令載、〔裁〕許、沙汰之日事者、如載先条、寄子、親類、縁嫁類之披露、可停止、

○自面・東大本「自分」に作る。○是非以使用可令裁許・東大本なし。
○先条・佐藤訳は2条を指すと解する。26条「具以載先条畢」の注釈参照。○縁嫁類・縁類・縁者・縁家・縁嫁など、諸本による異同大。○之披露可停止・東大本に「等申趣一切可禁遏也」に作るのを、柴辻は「（眞頁を）することは、いつさい禁止する」と訳すが、「披露」「申趣」はともに訴えを取り次ぐ意。

《自分の訴訟を直接（晴信に）申し出てはならない。但し、寄子の訴えについて、奏者を勤めるべきなのは勿論である。しかしながらそれも事情次第で遠慮があつてよい。判決は使者を遣わして言い渡すこと

とする。審理当日のことについては、「先条」に載せたように、寄子・親類・縁者らの申し分を取り次ぐことは一切禁止する。》

▼28（保阪本25条、東大本29条）

一 分国諸法度之事、不可令違犯、雖為細子（ナシ）事之儀、不致披露、恣有行之事者、早可令改易彼職者也、

○分国諸法度…東大本ではこの前に「縦雖任其職」の一句あり。「其職」及び後文の「彼職」は、1条に出る「職」とおなじで、柴辻訳「その職務」のような一般的な意味ではなく、相当な重職であろう。でない、「其職」に任じられたからといって、「分国諸法度」に違反してはならない」という論理が理解しづらくなる。1条「次在家并妻子資財事者如定法職仁可渡之」の注釈参照。○細子事之儀・保阪本「細事之儀」、東大本「細事」に作る。

《たとえその「職」に任じられたからといって、分国諸法度に違犯してはならない。細々としたことでも、（晴信に）報告せずに勝手に執行した者は、かの「職」を罷免することとする。》

▼29（東大本26条）

一 童部誤為殺害朋友事、不及成敗、但、至十五以後輩者、難免其咎、

○（全体）…今川仮名目録」12条に「童部あやまちて友を殺害の事、無意趣の上ハ、不可及成敗、但、十五以後の輩ハ、其とかまぬかれ難歟」。拙稿八頁参照。○成敗…死罪と解すべきこと、17条全体の注

積参照。○十五以後・東大本「十三已後」に作る。あるいは第二類から第三類への変改に際して法改正が行なわれたか。

《子どもが誤って友だちを殺してしまったとしても、死罪にはしない。但し、十五歳以上であればその科を免れたい。》

▼30 (東大本38条)

一 借錢法度之事、代物無沙汰人之田地、自方々相押事、可為先札次第、但、至借状無紛者、可落着其方也、

○借錢法度之事…本条だけでなく、39条までの全体に懸かる標題(全10箇条)。拙稿八〜九頁参照。東大本ではこの10か条(38〜40・42・50・51・43〜46条)に41・47・48・49条(松本51・48・50・55条)の負物・借錢・質物関係の条文を加え、全14か条を連続させている。『中法3』解題四四四頁に「(東大本)三八条から四六条までの債権関係の規定と四七条から五一一条までの同種規定が、第二類では、その間に三〇条から三七条までの「近習事」や棟別規定をはさんでいたのを、順序を入れ替えてまとめあげた」とある。「借錢」の用例Ⅱ「早大図書館蔵東光寺文書」天文二十二年三月九日武田家朱印状(戦武「三六六号」)に、「東光寺塔頭領定納拾七貫五百文之所、為質之(これを質として)、有借錢度々之由候、自來甲寅至于戊午歲、相限五ヶ年借与可申者也」。○先札…複数の借錢契約がなされたとき、時間的に先行する契約の書面。31条の「先状」に同じ。○至借状無紛者…先札と後札を比較して、契約書が真正なものだった方に、の意か。林訳に「いわゆる先札なるや否やは借状に現された貸付年月日の先後を以て決定すべきであるが、その記載が紛らわしいときは、正確なる記載のある借状が優先する」とある。○可落着其方也…柴

辻訳「貸し主が優先する」は曖昧。「その方」すなわち紛れなき借状を保有する貸主の債権を認定する、の意。

《借錢の法度のこと。返済が滞った人の田地を複数者が差し押さえた場合、時間的に先行する借状を有効とする。但し、(時間的に後であっても)紛れのない真正な借状であれば、その所持者に権利を認める。》

▼31 (東大本39条) 難解

一 同田畑等方々借状書入事、先状可為本、雖然至謀書謀判者、可処罪科、付、負主之事者、彼借状之方、可相渡之、

○同田畑等方々借状書入事先状可為本…30条の法意の再確認。同一の田畑をあらこちらへ渡した借状に記載した場合。東大本は「田畑」を「田島」に作る。柴辻訳「同じく田島などについて借用状を書き入れた場合(の差しおさえ)は、……」は文意不明瞭。○謀書謀判…所有していない田畑を抵当として記載した借状を作成して借入をした場合が想定されているか。○付負主之事者彼借状之方可相渡之…池本「負主之事彼借状方江可渡之事」に作り、同本以外の第三類はこの部分を欠く。ゆえに林・腰原・佐藤訳には見えない。柴辻訳「借用人(負主)は、借用状を貸し主方にわたすこと」とするが、そもそも借用状は貸主に渡される書面。借状が謀書のため債権が回収できなかつた代償として、負主自身の身柄を借状の所持者に引き渡す、の意か。

《同一の田畑をあらこちらへ渡した借状に記載した場合、時間的に先行する借状を有効とする。しかしながら(その借状が)偽作だった

ならば、(借入人を謀書の) 罪科に処する。付けたり、借入人の身柄はかの(謀書だった) 借状の所持者に引き渡せ。》

▼32 (東大本40条)

一 親之負物、其子可相濟事勿論也、子之負物、親之方へ不可懸、但、親借状加筆者、可有其沙汰、若子就早世、親至其跡持者、雖為逆儀、子之(抹消) 子之負物可相濟、

《親の負債を子が返済するのは当然である。子の負債は親の方に懸けてはならない。但し、親が借状に名を連ねていれば、(親にも) 返済の義務がある。もしまた、子が早死にして親がその遺領を所有している場合は、逆さまではあるが子の負債を返済すべきである。》

▼33 (東大本42条)

一 悪銭之事、如市中立置、判銭可除之、

○如市中立置判銭可除之…東大本「立置方(市) 中之外者不可撰之」に作る。双方を勘案すると、撰銭が認められる錢種を印判状に記載して市中に掲示した、と解しうる。「三浦」一三〇八頁に「悪銭は市場に掲示せるもの以外にこれを選択すべからず」とある。柴辻訳「許容された市場のほかでは交換をしてはならない」、佐藤訳「市以外の場で……撰んではならない」は非。なお、『中法3』補注80は、小葉田淳が本条の改定を示すとして紹介した「諸州古文書」甲州二上・永祿二年四月十四日小山田信有朱印状写(『戦武』六六〇号)を掲げる。そのなかで本条は「甲州悪銭法度」と呼ばれている。○立置判

錢…保本「別錢」に作る。

《悪銭の扱いについて。市中に立て札で掲示したように、(立て札に記された) 印判状で指定した錢種にかぎり受取を拒否してよい。》

▼34 (東大本50条) 難解

一 米錢借用事、至一倍者、頗可加催促、但、此上猶令難渡者、可有其過怠、自然借地下人等事(于力) 米錢之处、經(輕) 無力負物人無沙汰者、可披露、是又右同前、

○至一倍者…負債が元本の二倍に達したならば。「三浦」一三〇五頁「利子が元本の倍額に達するまでは」は、養老雜令19「凡公私以財物出挙者、任依私契、官不為理、每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十日、不得過一倍……」、同20「凡以稻粟出挙者、任依私契、官不為理、仍以一年為斷、不得過一倍、其官半倍……」をふまえる。柴辻訳「その(借用の) 額が倍になったら頻繁に催促を加えよ」、鈴木将典「借錢の利息が元本の二倍になったら返済を催促できる」(『戦国大名武田氏と「借錢法度」』『武田史研究』四一号、三三・三四頁)の方が文脈に素直か。「今川仮名目録」19条に「借錢の事、一はいになりて後、二ヶ年之間ハ、錢主相待へし」とあるのも参考になる。○借地下人等于米錢…東大本「地下人等借錢」に作る。読み下しは「地下人等より米錢を借り」となるか? ○輕無力負物人…この部分、諸本による異同きわめて多し。第二類は「輕無力(松本のみ「經無力」)とし、第三類は「輕不背」「輕不屑」「輕下輩」「輕不輩」等に作る。「輕く無力(又は不肖)なる負物人」と訓むべきか。『中法3』補注83参照。前出鈴木論文三七頁の「給人が地下人から借錢をしておきながら、相手が輕輩であるからといって借物を返

さない場合は、武田氏に訴えること」という解釈は、もつともらしいが、第二類の「軽無力負物人」という文言となじむか？○是又右
同前：直前の33条を受けた文言ではない。東大本では直前に49条「田
畠年期売并沽却事」（松本55条）があり、文末に「縦買人雖帶負物人
之借状、不能信用」とあるが、これを受けるとも考えがたい。むしろ
本条前段の「可有其過怠」を受けるか。柴辻訳「これは右と同前
（に罰を加える）」とする。

《米銭の貸借契約について。（負債が元本の）二倍に達したならば、何
度でも催促を加えてよい。ただし、それでもなお返済を滞ったときは、
（借主に）過料銭を課す。もし地下人から米銭を借りたところ、債務
者の財力が乏しくて返済が滞ったならば、（晴信に）申し出よ。これも
また右と同じ扱いとする（過料銭を課す）。》

▼35（東大本51条） 難解

一 蔵主就逐電者、以日記相調、代物至不足者、其田地屋敷可取上、
但、永代之借状於二伝者、不可懸之、年記之事業者、可有其沙汰、年
貢夫公事者、当地頭（へ）可勤之、付、借状経一作者、負物不可懸
之、

○蔵主：蔵の所有者（金融業者）。腰原訳が「信玄公認可の質主」と
する根拠は不明。○相調：アヒトトノへ。証拠書類として準備する
ことか。佐藤訳「一件書類と照合し」。○永代之借状：年紀を定めた
い負物契約の書面か、永代売の売券か、いずれかであろう。中世で
は双方の距離はきわめて近い。○於二伝者：借状（債権の証書）が

二回（以上）移転したすえに債権者の手に帰っていた場合。佐藤訳
「二代以前の場合」は非。○不可懸之：柴辻訳「この限りではな
い」とするが、「懸」は借状をタテに田地屋敷を取り上げること、
その禁止を明言。つまり、債権を無効とする、の意。○年記之事業者
可有其沙汰：「年記」は「永代」との対比で登場。「可有其沙汰」と
は、「不可懸之」とはならず、前段の「其田地屋敷可取上」が適用さ
れる、の意。○借状経一作者負物不可懸之：たった「二作」（最大一
年）で債権が消失するのか？東大本はこの点を疑問として「借銭経
年期者」に改めたか。古本はこの付けたりを欠くので、柴辻訳には
この部分がない。

《蔵主が（破綻して）逃亡した場合、（債権者は蔵主との）貸借記録を
揃えて、（債権の未回収分が蔵に）残された資産で足りない場合は、そ
の〔蔵主の〕田地屋敷を差押えてよい。但し、借状の契約が無期限で、
しかも二回（以上）移動した末に債権者の手に帰している場合は、そ
の債権は無効とする。契約が期限付きの場合は、（右の但書を適用せ
ず、）その沙汰（田地屋敷の差押え）を実施する。年貢・夫公事は（現
在の知行者を管轄する）地頭へ納めること。付けたり、一回の收穫を
過ぎたのちは、債権の回収は禁止する。》

▼36（東大本43条）

一 恩地載借状事、為不披露、不可請取、其上以印判可相定、若彼所
領主令死去者、随事跡、可有其沙汰、過年期者、可上之、但、侘言
付而、有出置事者、恩役可相勤者也、

○不可請取…目的語は借状か該地か。法文全体が恩地の所有者の認定を趣旨としているから、後者がより適当か。柴辻訳は何を「請けとるな」と解したのか不明。○以印判可相定…当該の恩地の所有者を印判状で決定する。『甲陽軍鑑』品一「印判ニ出シ相定ムベシ」と訓読。後文の「可有其沙汰」もほぼ同義。○死去…東大本「逐電」に作る。○可上之…東大本「拳先判」(Ⅱ校訂本「可拳先判」と訂す)に作る。『日国』に「挙げる」□物を取りあげる。また、罪人を召しとる。①官が領地、役目などを取りあげる。没収する。」とある。前段の「印判」を回収することか。

《恩地を借状に書き載せる(恩地を担保に借財する)ことについて。

(晴信に)申し出ずに(貸主が該地を)受け取ってはならない。その(借入の)(事情を知った)上で(晴信が)印判状をもって(権利者を)決定する。もし該地の領主(借主)が死去した場合、(自動的に貸主のものとなるのではなく)状況に従って(晴信としての)判断を下す。借用の年期を過ぎれば、(先に交付した印判状は)回収する。但し、(晴信への)嘆願の結果(特別に)所有権を認められたならば、恩役(御恩に対する奉仕)を勤めるべきである。》

▼37 (東大本44条)

一 逐電人田地借銭取之者、年具(貢)夫公事以下、地頭(へ)速可
弁済、但、地頭至負物相済者、彼田地可相渡之、

○借銭取之…東大本「取借銭之方」に作る。負債のカタに田地を取
る。柴辻訳「(在所に)残った者がとった」は非。○但…静本以

外の第三類はこの但し書を欠く。ゆえに林・腰原・佐藤訳にはこの部分がない。○負物相済…負債を完済する。負物は貸主が逐電人から引き継いだ年貢・夫公事の滞納分をさす。柴辻訳が「負物」を「貢物」と解釈するのは不可解。

《逐電した者の田地を負債の抵当として取得した者は、(その田地に掛かる)年貢・夫公事を地頭へ速やかに納めなければならない。但し、地頭はその年貢・夫公事の滞納分が完済されたときは、かの田地を(現在の所有者に)渡さなければならない。》

▼38 (東大本45条) 難解

一 穀米地負物不可懸之、但、非分(作人)構虚言者、縦雖経年月、
可処罪科也、

○穀米地…『日国』に「莊園制で、公事を負担しないで、穀米のみを納入する田畑。」とあり、用例として当該条が掲げられている。勝保鎮夫『戦国法成立史論』(東京大学出版会、一九七九年、二〇八頁)は「諸役を負担しない一色田」と解釈。穀米地に負物を懸けてはならない、とは、債務のカタに取られてしまうことがない、の意か。腰原訳「借錢のかたにすることは禁じる」。穀米地に賦課の面以外で与えられた優遇措置と思われるが、なぜそこまで保護されるのか不審。○作人…松本・保本は「非分」に作る(『中法3』頭注はこの校異を漏らしている)が、それ以外の諸本、「作人」に作る。あるいははか。○構虚言…穀米地でないのに穀米地だと偽る。「三浦」一三〇四頁「收穫高を詐はれる」とするが、疑問。その他の現代語訳はみな何についての虚言なのか解釈を示さない。

《穀米地を負債の抵当に取上げてはならない。但し、作人が（穀米地でないのに穀米地だと）偽った場合は、（その土地を取得後）年月を経たとしても、（年紀法は適用されず）罪科に処すべきである。》

▼39（東大本46条）

一 負物人有死失事者、改致口入者之名判、其方へ可催促也、

○死失・東大本「死去」に作るも、42条の「死失」を東大本が「或逐電、或死去」に作ること、13条に陣夫役について「或者殺害、或者逐電」とあり、45条に棟別役について「或者逐電、或者死去」とあること、を参酌するに、死は死亡、失は逃亡を指す。○改致口入者之名判・柴辻訳「証人の署名を確かめて」。東大本、「改致」を「正」に作る。口入人が連帯保証の意味あいので借状に連署している状態が想定されている。

《債務者が死去ないし逃亡した場合、仲介をした者の名前と花押を確かめて、そちらに（返済を）催促すべきである。》

▼40（東大本30条）

一 近習之輩、於番所、縦雖為留守、世間是非并高声、可令停止之、

○縦雖為留守・柴辻訳「たとえ留守番役のときといえども」とするが、「三浦」一三〇六頁「仮令晴信不在の場合と雖も」に従う。○世間是非并高声・「諸州古文書」四上・永禄二年卯月四日武田家禁制（『戦武』六五八号）に「一、於番所高声之事／一、楽・雑談事」とある。

《近習の人々が番所において、たとえ（晴信が）在城していないときでも、世間の噂に耽ったり、大声をあげたりすることは、やめるべきである。》

▼41（東大本31条）

一 他人養子事、就奏者及披露、可申請印判、然而以〔ナシ〕後父令

死去者、縦雖有実子、不能叙用、但对継母為不孝者、可悔還、次恩地之外、田畑資財雜具等之儀者、可任父讓状事、

○然而後・松本「然而以後」に作るも、他本による。『甲陽軍鑑』品一に「然而後」。○就奏者・東大本「達奏者」に作る。○叙用・「日国」に「官職を授けて用いること。あげ用いること。任用すること。また、命令などに従うこと。」とある。「縦雖有実子不能叙用」は実子の相続要求を認めない、の意。○恩地之外・柴辻訳「恩地については」とするが非。恩地は処分権に制約を受ける地種（12条・36条参照）。○田畑・東大本「田畠」に作る。

《他人を養子に取る場合は、奏者を介して（晴信に）上申し、印判状を取得せよ。そうした後に父が死去した場合、たとえ実子がいたとしても、（実子に相続権は）認められない。但し、（養子が）養母に対して不孝を働いた場合は、相続を取り消して（実子に相続させても）かまわない。次に、恩地以外の、田畑・資財・雑具等については、父の讓状に従うべきである。》

▼42 (東大本32条)

一 棟別法度之事、以日記、既其郷中へ相渡上者、雖死失候、其郷中速可弁済、為其無新屋之改之事、

○棟別法度事…本条だけでなく、47条(東大本37条)までの6か条全体に懸かる標題。拙稿八頁参照。○日記…柴辻訳「棟別割付状」と注記。○郷中…13条「其御卅日可免許」の注釈および拙稿一頁～二頁参照。○死失…東大本「或逐電或死去」に作る。○無新屋之改之事…東大本「不改新屋也」に作る。柴辻訳「賦課のために」新屋の改めは行わない。新たな賦課対象とすべく新屋の調査を実施することまではしない。「新屋」の用例「河内領古文書」永禄七年十二月十九日穴山信君判物写(『戦武』九二二号)に「新屋作之由候間、棟別諸役免許候者也」。「紀伊国古文書」永禄九年十一月四日穴山信君判物写(『戦武』一〇三七号)に「其方居屋一間并新屋四間、諸役・棟別共ニ永免許之者也」。「新屋」は46条・47条にも見える。平山優は「不改新屋」が「甲州法度」の原則だとし、「棟別改之日記」に新屋が登録されていることと大きく矛盾する、と述べる(『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九年、五四～五五頁)が、本条は「死失」分の補填のための新屋改は行なわない、という限定的な規定であつて、新屋改一般の不実施を述べたものではない。

《棟別銭の法度のこと。すでに日記(割付状)を当該郷中に渡してあるので、(負担者が)逃亡ないし死去していても、郷中として(満額を)速やかに納めよ。そのために新屋の調査までは行なわない。》

▼43 (東大本33条)

一 他郷へ移屋敷、有越人者、追而棟別役可取之、

《他郷へ引越した人については、引越した先で棟別銭を取れ。》

▼44 (東大本34条)

一 其身或者捨家、或者売家、國中徘徊者、何方迄茂追而可取之、雖然其身一銭之無了簡者、其屋敷拘人、可相済之、但、屋敷至従式十疋内者、隨其分限、可有其沙汰、其外者、郷中可為打合、縦雖為他人其(之)屋敷、家共相拘付者、不及是非、

○或者捨家…東大本なし。○可取之…「之」の指示する語が本条のなかには見えない。東大本ではこのことに気づいたのか、「可取棟別銭」に作る。本条中段の「可相済之」、46条の「可取之」も同様。このことは42条冒頭の「棟別法度之事」が本条・46条にも掛かる標題であることを明示する。拙稿九頁参照。○屋敷至従式十疋内…静本「屋敷役仕十疋内」に作る。東大本は「式十疋」を「式百疋」に作る。二〇〇疋は二貫文にあたる。○郷中可為打合…東大本「郷中令一統可償之」に作る。『日国』に「打合せる」②(「うち」は接頭語)互いに合うようにする。①あわせて一つにする。いっしょにする。とある。東大本は37条でも、松本47条の同じ表現を「郷中令同心可弁済之」という平易な表現に改めている。○縦雖為他人之屋敷家共相拘付者…東大本は傍線部を「同家屋敷就相拘者」に作る。柴辻訳「たとえ他人の屋敷であつても、同じように(別に)家屋敷を所有している場合は」は意味不明。他人名義の屋敷であつても家屋を實際に利用(居住?)している者が棟別を負担する、という注意。「甲陽軍鑑」品一は「タトヒ他人ノ屋敷タリトモ同ジク家屋敷相抱ユルニ付テハ」と訓読。弘治二年十月十日「八日市場夜廻之番帳」(『戦武』五一一号)に「非自分之屋敷而抱他之家地者、縦雖無家可動番、況於

作家者、不及是非之事」とある。○不及是非…柴辻訳「弁済するにおよばない」とするが、林訳「やむを得ず弁償の責がある」のほうがい。是非を論じるまでもなく当然支払わなければならない、の意で、46条の同文とは意味が逆になる。

《家を捨てたり、家を売ったりして、(身ひとつで) 国中を徘徊する者に対しては、どこまでも追いかけてこれ(棟別銭)を取り立てよ。そうはいつでも、当人に一銭すら工面する才覚がないときは、屋敷の現所有者が支払え。但し、(支払うべき棟別銭の額が) 二十足以内の屋敷については、その数字に従って(現所有者が) 支払え。それ以上の場合は、郷中が連帯で支払え。たとえ他人(名義)の屋敷であっても、家屋を実際に利用していれば、是非を論じるまでもない(当然支払わなければならない)》

▼45 (東大本35条)

一 棟別佗言一向停止畢、或者逐電、或者死去、就数多有、及棟別一倍者、可披露、糺実否、以寛宥之儀、可令免許、

○及棟別一倍者…「三浦」一三〇三頁「各自の負担が決定額の二倍以上に達すれば」に従う。一軒あたりの負担額が過大なるのを避けるため、負担者減少の割合に応じて減免を定めた。柴辻訳「(郷中の) 棟別銭が倍額におよぶ場合は」では、逐電・死去による負担者減少で郷中全体の負担額が倍加することになってしまう。○以寛宥之儀…この後に東大本「随其分限」あり。

《棟別銭の減免願いは一切受け付けない。但し、逃亡したり死去した

りする者が多数出て、(一軒あたりの) 棟別銭が二倍に達する場合は、(晴信に) 申し出よ。実否を糺し、寛大な処置を以て、(負担者減少の割合に応じて) 減免するであろう。》

▼46 (東大本36条)

一 悪党成敗家事者、不及是非、但其一郷有新屋者、以奉行改之、為其代可取之、若無新屋者、可為引、相(惣)別棟役不可懸田地事、

○悪党成敗家事…犯罪を犯して取り潰しとなった家(に懸かる棟別銭)の事。○不及是非…払わなくても仕方がない。44条「不及是非」の注釈参照。○可為引…ひかすべし。免除する。○惣別棟役不可懸田地事…当然のことをここでわざわざ断る意図がわからない。

《犯罪者が出て取り潰しになった家(に懸かる棟別銭)は、支払われなくても仕方がない。但し、その(家をふくむ)一郷に新屋があれば、奉行に調査させて、その(取り潰しになった家)代わりに(その新屋から)これ(棟別銭)を取り立てる。もし新屋がなければ、(潰れ家の分の棟別銭は)減免する。おおよそ棟別銭は田地に懸けてはならない。》

▼47 (東大本37条)

一 川流家之事、以新屋、可致其償、無新屋者、可為郷中打合、但家十間計茂流者、可引、死失之事、可准右、

○可為郷中打合…44条「郷中可為打合」の注釈参照。○可引…東大本「不及改也」に作る。新屋を調査してあらたに棟別を賦課するに

は及ばない。○死失之事可准右・東大本「付死去跡事者可准右」に作る。死去・逐電（＝死失）跡の棟別錢負担方式を定めた42条と矛盾するか？42条では新屋の改めまではしないとしながら、本条では、川流家に準じて新屋で弁償させ、新屋なくば郷中の負担、失われた家が十軒以上なら減免、としている。平山優は「これはこれまでの条文にみられた「死去跡」ではなく、水害に伴う死去跡を指すもの」と説明する（『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九年、六二頁）。

《洪水で流失した家（に懸かる棟別錢）のこと。新屋を以て代わりに支払え。新屋がなければ郷中が連帯で支払え。但し、流失数が十軒に達した場合は、（棟別錢を）減免する。死亡・逃亡者（の持ち家）については、右の扱いに準ずる。》

▼48（東大本47条）

一 以連文書致借錢之時、彼人数之内、令無沙汰者、喻雖為一人、可弁償、逐電死去之事者、不及書載者也、

○連文書・東大本「連判」に作る。○無沙汰・東大本「逐電死去」に作る。○逐電死去之事者不及書載者也・東大本なし。松本の「正文では、債務不履行の者が尚、在所に現存していることを前提」するが、東大本では正文に「若彼人数内令逐電死去者」という条件文を入れてしまったので、末尾の一文が不要になった（『中法3』補注81参照）。

《連署の文書で借錢をしたのち、もし連署者中に滞納者が出た場合、たとえ（残った者が）一人だったとしても、負債を返済せよ。逃亡・

死去した者（の債務）については、（残った者が負担すべきことは）ここに記すまでもない。》

▼49（東大本欠く、保本・九本51条、Ⅱ校訂本57条） 難解

一 縦雖有火難、賊難、死失者、不可致披露、

○（全体）…文意は明瞭だが、領国内の火災・賊難・死者・逃亡者について、晴信への報告を禁じる法意がわからない。「塵芥集」蔵方之掟9条に「就火事賊難、蔵主之損失為露頭者、置主も可為損」とあり、本条も貸借関係に関わる規定か。

《たとえ火難・賊難・死亡・逃亡があつたとしても、（晴信に）申し出てはならない。》

▼50（東大本48条）

一 相当質物之儀者如定、若過分之質物、以少分鳥目取之者、縦切之月日相過共、聊（爾）不可沽却、利潤之勘定至無損毛者、五三ヶ月相待、頻加催促、其上令無沙汰者、以証人可売之、

○相当質物之儀者如定…相当は質物と貸付額が対応の状態。通常質物の価額の半分ないし三分の一を貸し付けるのを相当とする（『塵芥集』蔵方之掟1・2条）。「定」はこうした慣習法を指すか。○過分之質物以少分鳥目取之…過小な価づけで過大な質物を取る。『日国』に「鳥目＝ちようもく。錢の異称。」○切之月日…東大本「兼約期」に作る。質物の請け出し期限。○沽却…貸主が質流れとなった物を売ること。○五三ヶ月…佐藤「十五日」と訳すも、半端な月数で非。

16条「五三日」の注釈参照。

《(貸付額が) 質物と相応の場合は定めを通りとする。もし過大な(価値の) 質物を少しの貸付額で取った場合、たとえ予め決めた(質流れの) 期限が過ぎていたとしても、(貸主は) 軽々しく(質物を) 売却してはならない。利潤を計算して損失がないという結果が出たときは、五か月とか三か月待った後に、何度でも催促を加え、それでも返済がなかったならば、(貸主は) 証人を立てて(質物を) 売ってもよい。》

▼51 (保阪本16条、東大本41条)

一 負物人或者号遁世、或者号闕落、分国令徘徊事、罪科不輕、然者於許容族者、彼負物許容人可辨濟、但売身奴婢等之事者、可任先例者也、

○売身奴婢等之事者可任先例…負物のカタに身を売って奴婢となった者が分国中を徘徊している場合、負債自体は身売りで消滅している。その場合、本条本文の論理によって奴婢の当主人に弁済を求める根拠はなくなるが、奴婢の身柄の所有権について、15条末文「奴婢雑人之事者、任式目、無其沙汰過拾ヶ年者、(不)可改之」が適用されるのであろう。腰原訳は「先例」が44条を指すとするが、「国中徘徊者」の負担すべき棟別銭の徴収法を定めた44条が、この場合に適用しうるとは考えにくい。

《債務者が遁世と号したり逃亡と号したりして、分国中を徘徊することとは、軽い罪ではない。それゆえ(そのような債務者を) かくまった

者については、かくまった者がその負債を返済せよ。但し、(債務のカタに) 身を売って奴婢となった者については、先例に従うべきである〔負債自体は身売りで消滅しているから、主人に返済の義務はない〕。》

▼52 (保阪本19条、東大本なし、保本53条、II校訂本58条) 難解

一 持妻子出家不可供養之、若有背此法意輩者、師且共、不可遁其科、但後悔先非、永捨妻置付者、強不及禁制、役等之儀者、依其擬可被行之、

○持妻子出家…「勝沼万福寺文書」永祿四年七月二日武田家朱印状〔戦武〕七四五号)に、「衆僧妻対(帯)役」が真宗寺院二か寺に免許されたが見える。田中久夫「武田氏の妻帯役」〔日本歴史〕四六号、一九五二年)は、天文十六年の保阪本(第一類)に本条が存し、同二十三年までに成立した東大本を含む第三類がこれを欠くことから、その間に本条が廃止され、妻帯役が設置されたと解する。なお、妻帯役の創設については『甲陽軍鑑』品三十九「信玄公国法背きたる者をも人によりて二度までは御免なされ候事」に見えている。『中法3』解題四三九～四四〇頁参照。○供養…『日国』に「(…: 仏・法・僧の三宝や父母、師長、亡者などに供給し、資養することをいう) 仏語。③(僧の側から) 喜捨を受けること。また、施される飲食物、衣服などの布施をいう。」とある。ここでは「施し」がよいか。○役等之儀者依其擬可被行之…「妻帯した出家への供養禁止」という主文との関係が曖昧。「其擬」の「其」は何を指すのか? 妻帯した出家は俗人に「擬(なぞら)」えて役を勤めよ、の意か。『中法3』補注追16は「擬」をアテガフと訓むべき事例を多数掲げる。「其ノアテガヒニ依リ」ならば、大名からの役賦課に従って、の意とな

るか。

《妻子持らの出家に布施をしてはならない。もしこの法意に背く者があれば、師僧・旦那ともに罪科を免れない。但し、先非を悔いて永く妻を離別した場合は、むりに（布施を）禁止する必要はない。所役などは俗人に準じて勤めるべきである。》

▼53（東大本52条）

一 祢宜并山伏等之事者、不可取主人、若背此旨者、分国徘徊可停止、
《祢宜や山伏は主人を取ってはならない。もしこの旨に違犯したら、分国中を徘徊することを禁じる。》

▼54（保阪本25条、東大本55条）

一 晴信於形儀其外法度以下、有趣相違者、不撰貴賤、以目安可申、
依時宜、可成其覚悟者也、

○（全体）晴信が自身の権力をも超越する法によって規制されることを明言した条文として注目に値する。拙稿二頁参照。○形儀「日国」に「ぎょうぎ。行儀・行義とも。②行為。行状。仕業。」とある。保阪本は「行儀」に作る。○趣相違…東大本「旨趣相違之事」に作る。本来の趣旨に背くこと。考え違い。○依時宜可成其覚悟者也…佐藤訳「事柄によつては道理に従うであろう」。「時宜」については「日国」に「①時がちょうどよいこと。時間的な時期、機会を意味するほか、一般に、その時の物事の情況、状態、条件などをさしている。時儀。時議。時義。」とある。

《晴信の行状や、その他（制定した）法度などについて、（晴信に）考え違いがあったならば、貴賤を問わず目安状で申し述べよ。その内容次第で腹を決めるつもりである。》

▼55（東大本49条）

一 負物之外仁定年記、渡田畑、并有沽却者、年貢前之事者、錢主同借人、其地頭主人可相届、無其儀之上、負物人或者依折檻主人取放、或有子細地頭改之時、縦錢主雖負物人之以借状申、不能信用、

○負物之外仁…東大本「負物之分」に作る。「之外仁」の文意不分明。
○田畑…東大本「田畠」に作る。○井…東大本「又者書加土貢之分量」に作る。年貢高を書き入れて。○年貢前之事者錢主同借人…東大本「売人并買人」に作る。用語上も売買と貸借に厳密な区別がないことがわかる。○無其儀之上…柴辻訳「その届けがないとして」とし、それに対する処罰として主人の折檻や地頭の改を位置づける。その届けを怠ったうえに、折檻や改が加わった場合、とする方が文脈に素直か。○依折檻主人取放…柴辻訳が「折檻によって地頭・主人が田畠を没収したり」とするのは誤訳。売買当事者に対して、主人は主従関係の相手として、地頭は統治の対象として関わっており、両者は厳密に区別されている。「取放」は没収の意で、7条に「名田地無意趣取放」という文がある。○錢主雖負物人之以借状申…東大本「買人雖帶負物人之借状」に作る。「平山」一〇四頁に「それ（田畠没収）を糊塗するため、負債（年貢滞納分）の返済を装わせ、年期を定めて売却したように見せかける借状まで作成させる」とあるが不可解。

《借入に際し年期を定めて（貸主に）田畑を引き渡したり、あるいは（田畑を）売却したりするときは、年貢の負担者について、錢主と借主（売主と買主）は地頭・主人に届けなければならない。それを怠ったうえに、あるいは主人が（借主を）処罰して田畑を没収し、あるいは事情があつて地頭が（当該地の所有権を）再確認したような場合、錢主が借主の借状を提出（して当該地の所有権を主張）したとしても、その主張は採用されない。》

右五十五ヶ条者、天文十六丁未六月定置畢、追ヶ二箇条、天文廿三

甲寅五月定之、

▼56（東大本追1条）

一 定年記之田畑、限十年、以敷錢令請取、彼主依貧固（困）、於無資用者、猶加十年可相待、過其期者、可任買人之心、自余年記之積者、可准右、

○田畑・東大本「田畠」に作る。○敷錢『日国』に「②中世、年限を定めて、田地を担保に金を借りた際の買戻代金。年季売りの買戻代金。本錢におなじ」とある。『中法3』補注84参照。○自余・田畑以外の年期売買の場合か。柴辻訳「その他のものの年期定めも、右に準ずる」。

《年期を定めて売った田畑は、十年を限度として、敷錢（本錢、売り

値）を返して受け戻すこと。売主が貧困で資金がない場合は、さらに十年間返済を猶予せよ。その期限を過ぎれば、買主の自由に任せよ。田畑以外の年期の設定についても、右に準ずる。》

▼57（東大本追2条）

一 百姓有隠田者、雖經数十年、任地頭見聞可改之、然而百姓有申上旨者、及対決、不分明者、遣実検使、可定之、若地頭為非分者、可有其過怠也、

○隠田・柴辻訳「未申告地」とする。百姓がその存在を隠して年貢・公事等を取っていない田地。領主による掌握・税賦課から漏れている田地。○不分明・年貢免除地か隠田かが明瞭でない、の意か。柴辻訳「決着しない」は何の決着かが不分明。○実検使・6条「検使」の注釈参照。

《百姓に隠田があつた場合、数十年経過していても、地頭からの情報に基づいて負担関係を再確認する。しかしながら、百姓に言い分があつて、（地頭と裁許の場で）対決に及び、それでも実状が不明の（年貢免除地か隠田かが明瞭にならない）場合は、実検使を派遣して決着させる。もし地頭側に虚偽があつたならば、過料金を課す。》

甲州御法度之次第

（武田晴信）
（花押）

惣都合五十七ヶ条

天正貳年甲戌初春吉日書畢、

○甲州御法度…「守矢家文書」神長官（守矢信真）宛永祿五年十月二日武田家朱印状（『戦武』八〇〇・八〇一）に「定 東条（寺尾）之郷……一、御頭錢之儀、可為如甲州之法度之事」とある。なお、この事例は「諸州古文書」甲州二上・永祿二年四月十四日小山田信有朱印状写（『戦武』六六〇号、『中法3』補注80所引）に「甲州悪錢法度并新錢等之儀者、一切被停止之間、近年此旨檀那中へ可被申渡候段、断而申付候処」二、不申触候哉、富士參詣之道者新錢持來、為最花神前へ投入候……且被背神慮、且当国被破法度……從当年為改新錢、參詣之口々可居置奉行候……」とあるのと関連するか。

【他本よりの補遺】

▼東大本53条

一 譜代被官不届主人、募權威、出子於他人被官、剩田畠悉讓与事、自今以後、令停止之訖、但、出嫡子於本主人者、自余子事者、不能禁制也、

○募權威…柴辻訳「思いあがつて」は非。主人以外の人（柴辻訳「ほかの人」）の權威を後ろ盾に。○自今以後…本条文は第二類が第三類に変更された時点であらたに加えたものであることを窺わせる。松本に本条文を欠くことと関連あるか。○自余子事者不能禁制也…柴辻訳「その他の子への（譲与は）禁止しない」とするが、譲与の前提となる「主人以外の被官に子を出すこと」を禁止しない、の意であらう。

《譜代の被官が主人に届けないで、（主人以外の他人の）權威を後ろ盾に、子をその他人の被官に出し、あまつさえ（その子に）田畠をすべ

て讓与することは、これから後は禁止する。但し、嫡子を本来の主人（の被官）に出している場合は、それ以外の子（を他人の被官に出すこと）については、禁止するには及ばない。》

▼東大本54条

一 百姓年貢公事以下無沙汰之時、取質物、無其断令分散条、非據之至也、然而定年月、過其期者、不及禁止、

○取質物無其断令分散…柴辻訳に準拠すれば、百姓から年貢以下の未納分のカタとして物を取り、理由なく処分する、となる。「断」は晴信への報告ともとれる。「分散」は質物を債権者間で山分けすることか。「分散」の用例として、『日国』に「（振）分散勘定」江戶時代、運賃積廻船が破船した場合に適用される共同海損分担法の一つ。残荷物や破船の船滓・船道具・積荷などを売却した代金を、船および積荷の元代金で案分して、船主・荷主に配当する方法。」とある。

《百姓が年貢や労役などの納入を怠ったとき、（地頭が未納分のカタとして百姓から）質物を取り、（晴信に）断りなく（質物を債権者間で）山分けすることは、とんでもない非法である。しかしながら、（返済期限の）年月を定め、その期限を過ぎた場合は、禁止するに及ばない。》

▼九本・保本34条（東大本なし、II校訂本56条）

一 不足錢之事者、一錢仁五錢充、可取過怠、此上就不足者、調人可弁之、

○不足錢…大名が賦課する棟別錢・段錢などの未納分。○調人…とのへにん。徴収責任者。「棟別錢…の徴収には郷村ごとに調衆とどのえしやうが任命されており、彼らによって納入されていた」(平山優『武田信玄』吉川弘文館、二〇〇六年、一〇三頁)。「調衆」「集衆」の用例Ⅱ
「網野家文書」弘治元年十二月十八日武田家朱印状(『戦武』四六三号)に「法光寺棟別改之日記…調衆／仙光坊／網野新五左衛門尉」。
「藤卷家文書」弘治二年正月十八日武田家朱印状写(『戦武』四九三号)に「就于棟別錢無沙汰新法之事…若過其期於于未進者、不及理非、集衆可弁之者也」。「網野家文書」永祿十一年五月十日武田家朱印状(『戦武』一二六七号)に「調衆／網野新五左衛門尉／右如斯奉行衆徒廻触、廿日之内速可其償、過廿日令無沙汰者、以利倍之勘定、可収納者也」。

《棟別錢・段錢などに未納があつたときは、一錢につき五錢の過料錢を取れ。それでもなお足りなければ、徴収責任者に支払わせよ。》